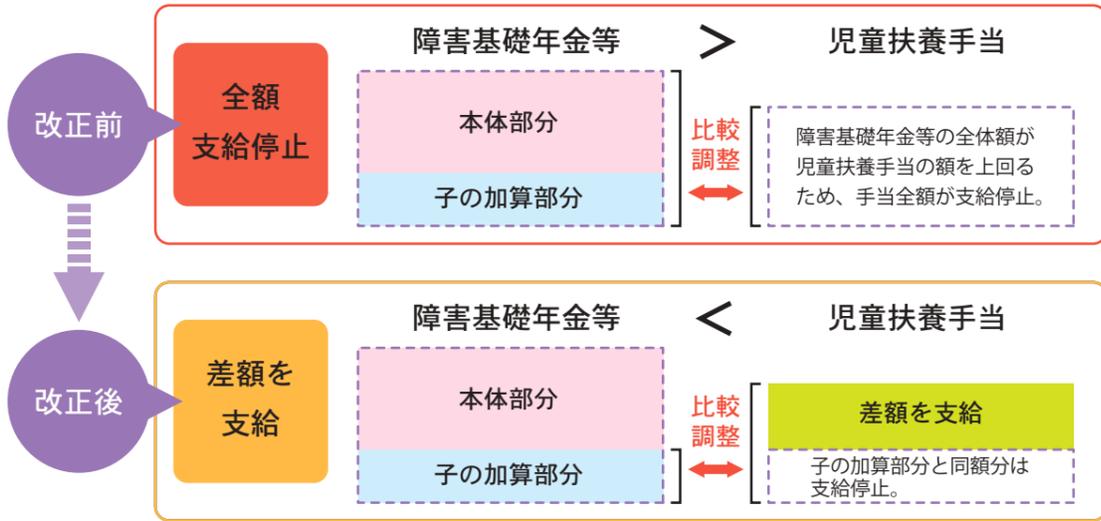


障害基礎年金を受給しているひとり親家庭の方へ 3月分から児童扶養手当が変わります

申請・問合せ先 福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) ☎2216

これまで、ひとり親家庭で障害基礎年金を受給している方は、障害基礎年金の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。
法律の改正によって、3月以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。



受給手続

児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方、ひとり親医療費助成のみ認定を受けている方	必要
児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方	不要

支給開始月

3月1日(月)時点で支給要件に該当している方は、6月30日(水)までに申請した場合、3月分から受給できます。

児童扶養手当の月額

		月額
子どもが1人の場合	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円
子ども2人目の加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円
子ども3人目以降の加算額(1人につき)	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円

※所得に応じて決定されます。

助け合い、支えあう「年金」ってとってでも大事
国民年金には免除制度があります。
問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎223922

保険料免除制度

20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は公的年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。ただし、経済的に保険料納付が難しい場合、免除・猶予される制度があります。
※免除・猶予をご希望の方は毎年申請が必要となります。
※学生納付特例制度は、4月が申請開始月となりますのでご注意ください。

学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき保険料納付が猶予されます。
特例を受けられる所得の目安所得が118万円+(扶養親族等の数×38万円)以下の場合
手続に必要なもの
年金手帳、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し、認め印

納付猶予制度

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。
所得が(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円以下の場合
手続に必要なもの
年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印
未納のままにしておく
障害や死亡等の不慮の事態に、障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。また、老齢年金を将来受けられない場合があります。

令和3年度の国民年金保険料額は16610円です

国民年金保険料は納付書で納められますが、納め忘れが少なく、便利な口座払いをご利用ください。また、まとめて納付するとお得になる前納制度もありますので、ぜひご利用ください。
問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1444

国民健康保険の手続はご自分で!



3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い季節です。
社会保険等の加入、脱退手続は職場が行いますが、国民健康保険は自分で手続を行わなければならないので、切替忘れのないようにご注意ください。
○届出が遅れると
加入手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払が10割負担になります。
また、国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならない可能性が出てきます。
なお、脱退の手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまうこともありますので、ご注意ください。

～国民健康保険の手続チェックリスト～

<input type="checkbox"/> 他の市区町村から転入した →加入手続(必要な物:身分証明書)	<input type="checkbox"/> 他の市区町村へ転出する →脱退手続(必要な物:国保保険証)
<input type="checkbox"/> 職場の保険をやめた(扶養含) →加入手続(必要な物:職場の保険をやめた証明書)	<input type="checkbox"/> 職場の保険に加入した(扶養含) →脱退手続(必要な物:国保と職場の両方の保険証)
<input type="checkbox"/> 大学などの進学のために転出する →切替手続(必要な物:国保保険証、学生証等)	<input type="checkbox"/> 保険証をなくした →再発行手続(必要な物:身分証明書)

※身分証明書は、顔写真付きなら1点(マイナンバーカード、免許証等)、顔写真付きでないものは2点(保険証、年金手帳等)の確認が必要となります。また、全ての手続において認め印が必要となりますのでご注意ください。

○学生用の保険証
下田市外に住所を変更する学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する方は申請してください。既に学生用の保険証を持っている方も、毎年4月に更新の手続が必要です。学生でなくなった場合は速やかに届出をお願いします。